

第 7 5 号議案

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「同法第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。